

建設工事に係る最低制限価格算出式の変更について

工事入札に係る最低制限価格ラインを予定価格のおおむね 90 パーセント程度とするため、平成 28 年 4 月 1 日以降発注分から、次のとおり最低制限価格の算出式を変更します。

変更点

- 1.土木工事及び建築設備工事の一般管理費の割合に 10 分の 2 を上乗せ
- 2.建築設備工事（電気工事及び機械器具設置工事は除く。）の現場管理費の割合に 10 分の 1 を上乗せ

変更後の算出式

【土木工事】

最低制限価格の算出式 ※下線部分が変更箇所
改正前 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×9／10＋一般管理費×3／10) ×1.08
改正後 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×9／10＋一般管理費× <u>5／10</u>) ×1.08 ※従来の一般管理費に 10 分の 2 を上乗せ。

【建築設備工事（電気工事及び機械器具設置工事は除く）】

最低制限価格の算出式 ※下線部分が変更箇所
改正前 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×2／5＋一般管理費×3／10) ×1.08
改正後 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費× <u>5／10</u> ＋一般管理費× <u>5／10</u>) ×1.08 ※従来の現場管理費に 10 分の 1 を上乗せ。 ※従来の一般管理費に 10 分の 2 を上乗せ。

【建築設備工事（電気工事及び機械器具設置工事）】

最低制限価格の算出式 ※下線部分が変更箇所
改正前 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×8／10＋一般管理費×3／10) ×1.08
改正後 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×8／10＋一般管理費× <u>5／10</u>) ×1.08 ※従来の一般管理費に 10 分の 2 を上乗せ。